



JForest 熊本県森林組合連合会

森林組合だより

FOREST ASSOCIATION COMMUNICATION PAPER

第176号

平成28年1月発行

発行所
熊本県森林組合連合会
〒862-0975
熊本市中央区新屋敷1丁目5番4号
TEL (096) 362-3291
FAX (096) 362-3230
発行人 前川 收
<http://www.kumamori.or.jp>



『丙申(ひのえさる)』

丙を含む十干は樹木の生長に例えられ、丙には「明らか」という意味がある。申は、樹木の生長に例えられるが、「呻く(うめく)」という意味もある。果実が成熟し、完熟までは達しないが固まってしまう状態を表わしている。

前回の丙申、1956年は神武景気といわれた時期であり戦後の復興が明らかとなった。また、横浜、名古屋、京都、大坂及び神戸が政令指定都市となり、大都市であることが改めて明らかとなった年である。

『本年は、目立たぬところで努力してきたことが実を結ぶ年です。』

本年もよろしくお願い申し上げます

委員 長	熊本 県林業 政治連 盟	他 職 員 一 同	監	代 表 監 事	"	"	"	"	理	専 代 表 理 務 事	副 理 會 長	代 表 理 事 長	熊本 県森 林組 合連 合会
			事	堀	味	窪	西	外	阿	藤	池	前	
他 役 職 員 一 同	前 川	代 川	田 月	堀 川	味 岡	窪 一	西 坂	外 本	阿 南	藤 崎	池 田	前 川	
收	收	同	亨	泰 注	和 國	一 樹	榮 治	英 治	忠 治	岩 男	和 貴	收	

新年のご挨拶



熊本県森林組合連合会
代表理事会長

前川 収

謹んで新年のごあいさつを申し上げます。皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、日本人として誇らしいノーベル賞ダブル受賞といった慶事もありましたが、国内外において天災、人災そして人間の尊厳を踏みにじるような事件、事故が多数発生しました。

そのような中、10月には全国森林組合大会が開催され、平成28年度以降5ヶ年間の森林組合活動の柱となる次期系統運動方針「J Forest 森林・林業・山村未来創造運動～次代へ森を活かして地域を創る～」が決定され、組合員の所得向上や国内林業対策の強化に系統組織をあげて取り組むこととなりましたので、皆様の継続的かつ積極的なご支援を期待するところです。

また、11月には我が国が積極的に関与したTPP交渉の大筋合意を受け、関連政策大綱が決定されましたが、その中で「攻めの農林水産業への転換」が打ち出され、「合板・製材の国際競争力の強化」を取組課題として位置づけました。そして、これらを実現するための施策として、「大規模・高効率の施設の整備、原料供給のための間伐・路網整備、違法伐採対策」を講じるなど『川上』強化策も明記されたことから、今後の関連施策に期待するところです。

一方、林業を成長産業とするためには、我々も努力して木材需要を創出し、この需要に対して国産材を安定的かつ効率的に供給することが重要であり、これらは政府の「日本再興戦略」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも位置づけられています。

この木材需要拡大策の一つとして、一昨年末にその普及のためのロードマップが公表されたCLTがありますが、CLTは中高層建築物の木造化など技術革新により新たな木材需要を創出する可能性があり、平成36年度までに年間50万^m3程度の生産体制構築を目指す

こととされています。このロードマップでは、本年早々にもCLT使用に関する基準強度や一般的な設計法が告示されることとなっており、本年以降の木材の需要拡大に期待するところでもあります。

ところで、安倍政権では、『一億総活躍社会』すなわち幅広い層の国民が活躍できる社会の実現を目指しており、『地方創生』実現のためにも、裾野が広く雇用の容量も大きい森林・林業・木材産業の役割は大きいものがあると考えています。

しかし、林業関係予算は削減される傾向にあり、このままでは国土の6割以上を占める森林の適切な整備、森林吸収源対策の実現も危惧される状況にあります。

これに対処するためには、色々な施策に影響されることのない、森林整備のための財源確保に向けた『森林環境税の創設』が是非とも必要であると考えております。しかし、このことについては、専門検討プロジェクトチームで検討されていますが、「導入時期については慎重に見極めるべき」との意見が大勢を占めており、我々としては、折に触れ、国民に広く理解を求めていくことが重要であると認識しております。

また、昨年末には2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた新国立競技場の設計案が採択されましたが、「日本らしさ」が強調され、木材をふんだんに使用した設計となっています。当然、ここで使用する木材は認証材でなければならないと考えられますので、他の施設も含めて、国内林業・木材業界一丸となって対応することが重要ではないかと思えます。

最後になりますが、本年が皆様とご家族にとって豊かで輝かしい一年となりますことをご祈念申し上げ、新年にあたってのごあいさつと致します。





全国森林組合連合会 代表理事会長 佐藤 重芳

新年あけましておめでとうございます。

皆様方には、日頃より森林組合活動への特段のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、関東・東北地方豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊等の被害が発生し、甚大な被害をもたらしました。被災地の皆様方には、心からお見舞い申し上げます。

森林の多面的機能の維持・発揮がいっそう求められている中で、日本の森林・林業の現状は依然として厳しい状況にあります。この中でも特に深刻な問題は、山林の健全な循環が壊れつつあるということです。これを顕著に現わしているのが、人工林の齢級構成です。成熟化が進む一方、若齢人工林が極端に少ないという歪な状態にあり、将来にわたる森林資源の造成を図っていかねばならない、非常に重要な局面にきております。

これを実現させるためには、境界の明確化や担い手の確保、苗木の安定供給、シカ等の獣害対策など解決しなければならない課題が山積していますが、我々が未来に対して責任をとるという観点から、これらの問題を今のうちから着実に解決していかねばならないと認識しています。

一方、一昨年には全国木材組合連合会と本会において、「ウッドファースト社会」の実現に向けた行動宣言を行いました。昨年は、その動きをさらに加速させるために、日本林業協会と全国木材組合連合会、日本林業経営者協会と本会の4団体により「日本の森林・山村の再生に向けた共同行動宣言」を行いました。森林資源の循環利用を進めるとともに、TPP交渉の大筋合意を受け林業の体質強化を図っていくためには、森林・林業・木材産業界が一体となり行動を起こして

いくことが必要であるということ再認識するものとなりました。

さらに、昨年10月28日には、全国から森林組合関係者が集結し、森山農林水産大臣をはじめ、多数の友好団体の方々のご臨席の下、「第28回全国森林組合大会」を開催いたしました。

本大会では、平成28年度より開始する次期系統運動『JForest森林・林業・山村未来創造運動～次代へ森を活かして地域を創る～』を組織決定するとともに、「森林吸収源対策のための安定財源の確保と林業の成長産業化の推進に関する要望」を決議いたしました。本運動では、「効率的かつ安定的な林業経営による、組合員の経済的利益の向上」、「林業・関連産業の活性化による、地域社会の活力創造」、「森林の持つ多面的機能の高度発揮による、国民生活への貢献」の三つを目標としております。組合員のための森林組合として、協同の力を最大限に発揮できるよう、関係者各人が自身の運動として取り組み、系統の力を結集していくことが必要です。

昨年末には系統が長年にわたり要望してきた森林吸収源対策の安定財源の確保に一定の道筋がつけられたこともあり、林業の成長産業化、地方創生に向けた取組を進めてまいります。

また、3月11日には、東日本大震災と東電福島原発事故から五年の節目を迎えます。私たちは決して、この出来事を忘れてはなりません。そして、着実に復興への歩みを進めていくためにも、系統として引き続き邁進してまいります。

この新しい年が皆様方にとって佳き年になるよう心より祈念申し上げますとともに、森林組合系統が森林・林業・山村の明るい未来を創造できるよう、皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。新年の挨拶といたします。

『くらしと人権』 =気づこう、そして考えよう=



熊本県人権啓発 マスコットキャラクター 「コッコロ」



「人権」とは

人は誰でも自分らしく、そして幸せに生活するという基本的な権利を生まれたときから持っています。この権利を「人権」といいます。



「人権問題の解決」のためには

私たち一人ひとりが、相手の立場に立って考え、自分の言動に責任を持つことが重要です。

「熊本県では、結婚や就職の際の部落差別につながるような身元調査が条例で規制されています。」

ストレスチェック制度の創設

平成27年12月1日から50名以上の事業場は義務化されました。
(従業員50名未満の事業場は努力義務)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150709-1.pdf#search>

国が推奨する57項目の質問票 (職業性ストレス簡易調査票)

A あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

- 非常にたくさん仕事をしなければならない
- 時間内に仕事を処理しきれない
- 一生懸命働かなければならない
- かなり注意を集中する必要がある
- 高度の知識や技術が必要で難しい仕事だ
- 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない
- からだを大変よく使う仕事だ
- 自分のペースで仕事ができる
- 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる
- 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる
- 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない
- 私の部署内で意見の食い違いがある
- 私の部署と他の部署とはうまく合わない
- 私の職場の雰囲気は友好的である
- 私の職場の作業環境(騒音、照明、温度、換気など)はよくない
- 仕事の内容は自分に合っている
- 働きがいのある仕事だ

B 最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

- 活気がわいてくる
- 元気がいっぱいだ
- 生き生きする
- 怒りを感じる
- 内心腹立たしい
- イライラしている
- ひどく疲れた
- へとへとだ
- だるい
- 気がはりつめている
- 不安だ
- 落ち着かない

C あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？

- 上司
- 職場の同僚
- 配偶者、家族、友人等

あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか？

- 上司
- 職場の同僚
- 配偶者、家族、友人等

あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらいきいてくれますか？

- 上司
- 職場の同僚
- 配偶者、家族、友人等

D 満足度について

- 仕事に満足だ
- 家庭生活に満足だ

【回答肢(4段階)】
A そうだ/まあそうだ/ややちがう/ちがう
B ほとんどなかった/ときどきあった/しばしばあった/ほとんどいつもあった
C 非常に/かなり/多少/全くない
D 満足/まあ満足/やや不満足/不満足

※ストレスチェック指針(平成27年4月15日)より

何のためにやるの？

労働者が自分のストレス状態を知ることで、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接をうけて助言をもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施し、職場の改善に努めることで「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

いつまでに何をやればいいのか？

ストレスチェックを平成27年12月1日から平成28年11月30日までの間に、すべての労働者に対し、1回目のストレスチェックを実施してください。

ストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年、労働基準監督署に所定の様式で報告する必要があります。

本人に通知するストレスチェック結果のイメージ

あなたのストレスプロフィール

<評価結果(点数)について>

項目	評価点(合計)
ストレスの要因に関する項目	〇〇点
心身のストレス反応に関する項目	〇〇点
周囲のサポートに関する項目	〇〇点
合計	〇〇点

<あなたのストレスの程度について>
あなたはストレスが高い状態です(高ストレス者に該当します)。

セルフケアのためのアドバイス

<面接指導の要否について>
医師の面接指導を受けていただくことをおすすめします。
以下の申出窓口にご連絡下さい。
〇〇〇(メール: ****@**** 電話: ****-****)
※面接指導を申出した場合は、ストレスチェック結果は会社側に提供されます。また、面接指導の結果、必要に応じて就業上の措置が講じられることとなります。
※医師の面接指導ではなく、相談をご希望の方は、下記までご連絡下さい。
〇〇〇(メール: ****@**** 電話: ****-****)

質問票のイメージ

	そ う だ	そ ま あ だ	ち や が う	ち が う
あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 非常にたくさん仕事をしなければならない	1	2	3	4
2. 時間内に仕事を処理しきれない	1	2	3	4
...				
最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 活気がわいてくる	1	2	3	4
2. 元気がいっぱいだ	1	2	3	4
...				
あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？				
1. 上司	1	2	3	4
2. 職場の同僚	1	2	3	4
...				

何に気をつければいいのか？

検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されています。

また、本人が、検査結果を事業者に報告した場合には、事業者は、労働者情報が適切に保護され、不正な目的で利用されないようにしなければなりません。

注意 法律で**守秘義務**が課せられ、違反した場合は**刑罰の対象**となります。



平成28年1月以降、マイナンバーは、こんな場面で必要となります。

社会保障関係の手続	税務関係の手続	災害対策
<ul style="list-style-type: none"> 年金の資格取得や確認、給付 雇用保険の資格取得や確認、給付 ハローワークの事務 医療保険の給付の請求 福祉分野の給付、生活保護 など 	<ul style="list-style-type: none"> 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載 など 	<ul style="list-style-type: none"> 防災・災害対策に関する事務 被災者生活再建支援金の給付 被災者台帳の作成事務 など

マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

- 社会保障、税、災害対策の分野の手続で、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります。
- 事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保障の手続を行うことになります。
- 税の手続において、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

※このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務や、これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。



森林組合等がマイナンバー利用にあたっての注意点

注意点 1

取得 マイナンバーの取得は、法令で定められた場合だけ！

- 利用目的をきちんと明示する必要があります。
法律の範囲内で利用目的を特定して明示しておく必要があります。
- マイナンバー取得時の本人確認は厳格に行います。
取得の際は他人のなりすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
従業員が扶養親族のマイナンバーを記載した書類を提出する場合、従業員が扶養親族の本人確認をすることになります。

「源泉徴収票に記載して提出します」など、きちんと明示を。



注意点 2

利用・提供 事業者は税や社会保障に関する手続書類に従業員等のマイナンバーなどを記載して、役所に提出！

- 利用目的以外の利用・提供はできません。
マイナンバーの利用・提供例

税 関 係	源泉徴収票、給与支払報告書、支払調書 など
雇用保険関係	雇用保険被保険者資格取得(喪失)届 など
健康保険・厚生年金関係	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得(喪失)届 など

マイナンバーは社員番号や顧客管理番号としては使えません。



注意点 3

保管・廃棄 マイナンバーが記載された書類の保管は必要がある場合だけ！

- 必要がある場合に限り、保管し続けることができます。
翌年度以降も継続的に雇用契約がある場合
所管法令によって一定期間保存が義務付けられている場合 など
- 不必要になったら、できるだけ速やかに廃棄・削除しなければなりません。
マイナンバーを事務で利用しなくなった場合
保存期間を経過した場合 など

年度ごとにファイリングするなど、廃棄や削除を前提に「保管体制」を確認してみよう。



林業退職金共済事業熊本県支部からのおねがい!!

林業退職金共済事業に伴う、**退職金請求**について、平成28年1月1日請求分から、マイナンバー及び本人確認のための提出書類が必要となります。

1. 個人番号カードの場合 表面と裏面の写しを提出ください。
2. 通知カード又は、住民票(番号付き)の場合は
 - 1) 本人確認顔写真がある場合(運転免許証又は、パスポート)の写しを一緒に提出ください。
 - 2) 本人確認に顔写真が無い場合には、(健康保険の被保険者証、年金手帳、在留カード、特別永住者証明書 など)二種類の写しが必要となります。

よろしくお願ひいたします



【入社日】
平成26年4月
【出身地】
熊本県熊本市
【生年月日】
平成2年8月31日
【趣味】
読書、中国武術

森林保全部 環境保全課
梅崎 洋

入社2年目になり、仕事にも慣れてきました、これからの抱負は、1つ1つの業務に対して丁寧に取り組み、間違いを少なくしていくことです。

また、日々の業務に真摯に取り組み、様々な経験を積むことによって技術者としての力を磨いていきます。さらに、仕事だけでなく人間的にも成長し、人から信頼されるような人を目指します。

最後に、自分が成長するだけでなく、周りの方々と共に一緒に成長する環境を作りたいです。



【入社日】
平成27年4月
【出身地】
熊本県熊本市
【生年月日】
昭和63年10月30日
【趣味】
フットサル、テニス

総務部 総務課
安部 寿彦

私は昨年4月に県森連に入社し、現在1年目の新人です。林業のことはほとんど分からないので、先輩たちに教えてもらいながら日々の業務に取り組んでいます。

現在は総務を担当し、主に給与計算業務を行っていますが、もっといろいろなことを経験し、県森連に欠かせない存在になりたいと思いますので、ご指導の程よろしくお願ひいたします。



【入社日】
平成27年4月
【出身地】
広島県竹原市
【生年月日】
平成4年9月18日
【趣味】
マラソン、スポーツ観戦

事業部 系統事業課
檜山 健人

現在、輸出材とバイオマス材の原木販売を担当しています。

学生時代は広島県、鹿児島県と渡り歩き、今年は、社会人2年目を迎えます。まだまだ、わからないことばかりでご迷惑をお掛けする事と思いますが、よろしくお願ひいたします。

熊本県内には知人があまりいないので、これから仕事や趣味を通じて、知り合いの輪を広げたいと思っています。

森林保険のご案内

冬は**雪害**や**凍害**が発生します!!



いつ襲って来るかもしれない「もしも」のために
森林保険へ加入しましょう!

うちの森林に限って...
と思っていないか

大切に育ててきた森林が8つの災害にみまわれたとき、契約内容に従い損害を補償する公的保険です。

※写真は平成26年2月14日の雪害写真です。

保険適用災害(8つの災害)

- 【雪害】積雪・雨水等により幹折れ、根返り等の損害を生じたもの
- 【凍害】凍結・寒風などにより枯死したもの
- 【水害】豪雨・洪水により埋没、流失等を生じたもの
- 【風害】台風等暴風による損害で、幹折れ、根返り等を生じたもの
- 【火災】火災により損害が生じたもの
- 【干害】乾燥による災害で枯死したもの
- 【潮害】潮風・潮水浸水などにより枯死したもの
- 【噴火災】火山噴火に伴う災害で焼損、埋没等が生じたもの



お申し込みは...お近くの森林組合、熊本県森林組合連合会の窓口まで!!



熊本県森林組合連合会

熊本市中央区新屋敷1丁目5番4号 TEL096-362-3291(利用課)